

## 第22回 福岡市個人情報保護審議会

### 特定個人情報保護評価部会 議事録

日 時	令和5年5月17日(水)		
場 所	福岡市役所15階 1503会議室		
出席者	<p><b>委員（五十音順、敬称略）</b>                      五十川 直行（部会長）                      永星 浩一                      北坂 尚洋                      鳥越 しほり</p> <p><b>事務局</b>                      総務企画局行政部情報公開室                      情報公開室長 吉野 靖啓                      個人情報保護係長 禅院 義隆                      個人情報保護係員 香川 真裕子</p> <p><b>事務担当課</b>                      保健医療局健康医療部保健予防課                      保健予防課長 江野 功太郎                      感染症対策係長 澤田 鉄郎                      感染症対策係員 武野 千里</p> <p><b>関係課</b>                      総務企画局DX戦略部データ活用推進課                      データ活用推進係長 森 康博                      データ活用推進係員 平瀬 慎</p>		
議 題	<p>1 部会長の互選及び部会長職務代理者の指名について</p> <p>2 予防接種に関する事務に係る特定個人情報ファイルへの重要な変更に伴う、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検</p>		

#### 開会

#### 議題1 部会長の互選及び部会長職務代理者の指名について

（会 長） 部会長の選出については、個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」という。）第21条第4項において、「部会に属する委員の互選によりこれを定める」と規定しているので、推薦、意見等あればお願いします。

（委 員） 五十川会長にお願いしたい。

（委 員） 異議なし。

（会 長） 了承。

（部会長） それでは、私が部会長を務めさせていただく。  
 次に、部会長職務代理者の指名について、条例第21条第6項において、

「部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」と規定しているので、私から北坂委員を指名する。

(委員) 了承。

## 議題2 予防接種に関する事務に係る特定個人情報ファイルへの重要な変更に伴う、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の第三者点検

(担当課) (全項目評価書等説明)

(部会長) 質問や意見等あれば発言をお願いします。  
全項目評価書8頁の④の「主な記録項目」について、公金受取口座情報は「その他」に分類されるのか。新たに項目を設けなくてよいのか。

(担当課) 国からひな形として示された様式を前提に、「その他」に分類した。

(部会長) 資料1に記載のある「3.給付対象者数」の10名について、今後、希望があれば公金受取口座を利用できるということか。

(担当課) そうである。

(委員) 全項目評価書7頁の図について、市民から福岡市に対して請求があった際に、母子保健システムを介さずに手作業で公金受取口座を都度照会するとのことだが、照会して得た口座情報はどこに記録されるのか。

(担当課) 市の記録としては、支出関係書類の添付文書として紙で残ることとなる。母子保健システム上の口座情報等に登録されるものではない。

(委員) 公金受取口座情報を母子保健システムで記録しないのに8頁の主な記録項目として公金受取口座情報を追加するのか。システムに口座情報が記録されるように誤認されないか。入手はするが、保有はしないのではないのか。

(委員) 市民意見募集の資料の1段落目に、「保有する又は重要な変更を加えようとするときは」とあるが、担当課の説明からすると保有や変更には当たらないのではないのか。

(事務局) 個人情報ファイルの定義としては、必ずしも電子計算機用ファイルに限らないが、今回の保護評価の対象は、母子保健システムに限らず、手作業処理用ファイルも含まれるということか。

(担当課) そうである。なお、国からの評価書の変更が必要との通知に基づいて今回の第三者点検を依頼しており、他都市の記載事例も参考にしている。

(委員) 全項目評価書7頁の図について、情報提供ネットワークシステムや統合宛名システムの矢印の表記に違いがあるが、これらは事務処理に違いがあるのか。

(担当課) 矢印の表記は違うが、両者ともシステムを介しての事務処理であり、特段の差異はないものである。

(委員) 今回、システム上の変更はないが、事務の取扱いに変更があるということか。

(担当課) そうである。

- (委員) 他の自治体も同じか。
- (担当課) 使用するシステムが異なるため、システム自体に記録している自治体もあるかもしれないが、福岡市は現時点での対象人数が10人と少ないため、その都度照会している。
- (委員) システム上で保有しているような誤解が生じないか。
- (担当課) 本日、ご指摘いただいた内容を踏まえ、国に確認するなどした上で必要な修正を行う。
- (委員) 給付の必要の都度照会するため、システム上は保有しないということか。
- (担当課) そうである。定期給付の場合も含めて、その都度、請求書をもっている。
- (部会長) 他に質問がなければ、担当課において評価書に若干の修正を加えるとした上で、本議題については、概ね妥当であるとの結論でよろしいか。
- (委員) 異議なし。
- (部会長) それでは、本日の審議は以上とする。

議事終了 閉会